

令和元年度

東京都資金不足比率審査意見書

( 水道局 )

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第  
22条第1項の規定により、東京都水道事業会計及び東京都工業用水道事業  
会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について  
審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

令和2年9月8日

東京都監査委員 大津 ひろ子  
同 高橋 信博  
同 茂垣 之雄  
同 岩田 喜美枝  
同 松本 正一郎

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

東京都水道事業会計

東京都工業用水道事業会計

### 2 審査の方法

知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては

- (1) 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき適切な算出要素が資金不足比率の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で資金不足比率の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に準拠して審査を実施した。

### 3 審査の期間

令和2年7月22日から同年9月8日まで

## 第2 審査の結果

### 1 東京都水道事業会計

審査に付された当該会計に係る資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、前記の方法により審査した限り、重要な点において、法令に適合し、かつ正確であると認められる。

### 2 東京都工業用水道事業会計

審査に付された当該会計に係る資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、令和元年度東京都工業用水道事業会計決算審査において資本金及び特別利益に係る指摘事項が認められたが、当該会計に係る資金不足比率は、前記の方法により審査した限り、重要な点において、誤りのないものと認められる。

(資金不足比率の状況)

(単位：%)

会計	水道事業会計	工業用水道事業会計
資金不足比率（注）	—	—
（経営健全化基準）	(20.0)	(20.0)

(注) 資金不足が生じていないため、「—」にて記載